

4. 特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届

年 月 日第 号で確認された特定建築設備等について、次のとおり  
変更（廃止・休止・再開）したので届け出ます。

令和 年 月 日  
様

届出人 住所

氏名

1 変更(廃止・休止・再開)する設備	設置場所	
	設置場所の名称	
	設置場所の用途	
2 所有者住所氏名		
3 管理者住所氏名		
4 工事施行者住所氏名		
5 特定建築設備等の種類・用途・構造		
6 変更(廃止・休止・再開)の理由		
7 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	

注

- 所有者と管理者が異なる場合の届けは、管理者が提出してください。
- 届出は、一基(一設備)ごとに提出してください。

※受付欄	※決裁欄	※

## 4.昇降機等変更(廃止・休止・再開)届の提出要領

### 1. 適用範囲

この要領は、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設等の廃止、休止及び休止後の再使用の届出について適用する。

### 2. 定義

#### (1) 廃止

- ① 撤去
- ② 移設
- ③ 確認申請書(計画通知書)の提出を必要とする仕様変更

#### (2) 休止

- ① 一定期間運転を休止する場合をいう。

#### (3) 再開

休止状態から再使用する場合をいい、再使用の時期が定期検査報告済証の有効期限を経過している場合には、昇降機等検査員による使用再開検査を行い、「昇降機定期検査報告書」、「定期検査成績表」、「検査表」の提出を必要とする。

この場合、以後の定期検査の「報告指定月」は使用再開検査の日の属する月に応答する月とする。

### 3. 届出用紙及び届出の時期

- (1) 特定建築設備等変更(廃止・休止・再開)届用紙を使用する。
- (2) 再使用の場合は、使用しようとする日の20日前までに届け出る。
- (3) 廃止または休止した場合は適時届け出る。

### 4. 作成部数及び提出

- (1) 廃止、休止、再開届とも原則として1基ごとに「正」、「副」を作成し、提出する。
- (2) 撤去新設、移設、仕様変更等で確認申請書(計画通知書)を提出する場合は、これに添付し、提出する。

### 5. 記入要領

- (1) 欄外最上段整理番号は、当該昇降機等の整理番号を記入する。
- (2) 確認年月日及び番号は、検査済証又は完了検査済ワッペン等で確かめて記入する。
- (3) 表題は、不要な文字を抹消する。(廃止届の場合は、休止及び再開の文字を抹消する。)
- (4) 行政庁宛先

千葉県 知事 様

〇〇〇 市長 様

- (5) 届出年月日は、届出年月日を和暦で記入する。
- (6) 届出人は、所有者又は管理者の住所及び氏名を記入する。
  - ① 所有者又は管理者が変更になった場合は、異動後の所有者又は管理者とする。
  - ② 法人にあっては、主な事務所の所在地、名称及び代表者の職名並びに氏名を記入する。

以上

(7) 変更（廃止・休止・再開）する設備

- ① 設置場所は、当該建築物又は昇降機等の所在地を記入する。
- ② 設置場所の名称は、
  - イ. 昇降機・・・その建築物の名称とする。 ○ ○マンション等
  - ロ. 遊戯施設・・・遊園地等の名称とする。 ○ ○ランド又は○ ○百貨店等
- ③ 設置場所の用途は、建物用途コード表(D-9ページ)を参照して記入する。

(8) 所有者住所氏名

当該昇降機等の所有者(所有者とは登記上の所有者をいう。)の住所、氏名、電話番号を記入する。(法人にあつては前(6)項に同じ。)

(9) 管理者住所氏名

- ① 当該昇降機等の管理者の住所、氏名、電話番号を記入する。(法人にあつては前(6)項に同じ。)
- ② 管理者とは昇降機等の所有者から、その維持管理上の権限を委任されている者。(通常管理人、支配人、その他管理者と見なされ易い名称で呼ばれている者であっても上記の定義にあてはまらない場合は管理者ではありません。)

(10) 工事施行者住所氏名

- ① 当該昇降機等の設計又は製造者(メーカー)の所在地、会社名を記入する。(個人の場合は住所、氏名とする。)

(11) 昇降機等の概要は種類・用途・構造

- ① 昇降機の場合は、「エレベーター」、「エスカレーター」、「小荷物専用昇降機」等の種類及び用途を記入する。
- ② 遊戯施設の場合は、種類、用途及び構造を記入する。

(12) 変更（廃止・休止・再開）の理由

- ① 廃止、休止、再開する場合にその理由を記入する。

(13) 検査済証交付年月日及び番号

- ① 検査済証又は完了検査済ワッペン等で確かめて記入する。

6. 作成上の留意事項及び記入要領

- (1) 用紙自体(未記入の状態)の複写したものは認められるが、作成したものの複写は受理されません。
- (2) 所有者が倒産により失踪し不明の場合は、破産管財人または債権者代表による届出を可とする。(廃止、休止の場合)
- (3) 予定の休止期間を超えて休止する場合は、改めて休止届を提出すること。

7. その他

検査資格者は、休止届を提出する所有者又は管理者に対して、休止中の第三者による事故防止をも含めて、次のことについて指導をして下さい。

- (1) 利用者が間違つて運転することのないよう、閉扉して供給電源を切る等の処置をすること。
- (2) 再使用する場合には、再開届が必要であり有効期限が切れていれば再使用検査をすること。

\*上記において有効期限内に再使用する場合は、再使用検査は不要であるが精密点検が必要である。

以上